

共同住宅の水道料金等算定の特例制度について

高知市水道料金等のしくみ

高知市の水道料金は口径別の基本料金（※1）と、従量料金で算出します。この従量料金は使用水量が増えるほど 1 m^3 あたりの単価が高くなる遅増制（※2）を採っています。また、下水道使用料においても遅増制を採っています。

- （※1） 口径別料金は、蛇口等の栓数に応じて定められたメーターの口径（大きさ）によって料金に差をつけるもので、基本料金及び従量料金は口径が大きくなると高くなります。
- （※2） 遅増制は、使用水量が増えると 1 m^3 あたりの単価が高くなることをいい、高知市上下水道局では7段階に分かれています。
なお、水道料金については、1か月の使用水量が $1,000\text{ m}^3$ を超える部分については、遅減制（単価を低く設定）を採っています。

特例制度

1つの上下水道局取引メーターを2世帯以上で使用する場合、全体の使用水量を1つとして水道料金等を算定しますので、 1 m^3 あたりの単価が高くなり、請求金額が割高になります。

特例制度は、家庭の用以外（事業所・テナント等）の使用水量を除いた全体の使用水量を満室時世帯数で割り、その水量を口径別料金20mmで料金計算し、満室時世帯数を掛けます。

特例適用の要件

- ・メータ一口径が40mm以下であること
- ・アパート・マンション等の共同住宅（各世帯が直接利用するための風呂、トイレ及び台所を有すること）
※ 2世帯住宅を含む
- ・店舗等と併用の建物の場合は、住居部分が60%以上を占めている※
※ 店舗の水量を計測するためのメーターを別途設置すること

共同住宅の水道料金等算定の特例制度について、ご不明な点がありましたら、下の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先 高知市上下水道局料金お客さまセンター

☎832-1132